

京都市地球温暖化対策条例
よくある質問と回答
準特定建築物 編

●用語の凡例

条例：京都市地球温暖化対策条例

規則：京都市地球温暖化対策条例施行規則

基準：再生可能エネルギー利用量の算出及び再生可能エネルギー利用設備の設置に関する基準

●規制

| | Q：ご質問 | A：回答 <根拠条例等> | | | | | | | | |
|-------------------|---|--|-------------------|--------------------------|-------|-------------------|-------|-------------------|------------|--------------------|
| 1 | 準特定建築物とは？ | 延べ面積（床面積の合計）が、300 m ² 以上 2,000 m ² 未満の建築物が「準特定建築物」となります。 また、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）第18条各号等に該当する場合、除外規定もあります。 詳細は条例・規則本文をご確認ください。 <p style="text-align: center;"><条例63条、規則34条、 基準8条（基準5条の一部）></p> | | | | | | | | |
| 2 | 容積率対象の延べ面積が300 m ² 未満の場合、準特定建築物に該当するか？ | ここでいう「延べ面積」は、容積対象ではなく、建物全体の延べ面積です。容積対象の延べ面積が300 m ² 未満の場合でも、 建物全体の延べ面積が300 m²以上 2,000 m²未満 であれば、 準特定建築物 に該当します。 例 共同住宅 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td style="text-align: right;">建築物全体の延べ面積</td><td style="text-align: right;">400 m²</td></tr><tr><td style="text-align: right;">共用の廊下</td><td style="text-align: right;">80 m²</td></tr><tr><td style="text-align: right;">自動車車庫</td><td style="text-align: right;">40 m²</td></tr><tr><td style="text-align: right;">容積率対象の延べ面積</td><td style="text-align: right;">280 m²</td></tr></table> <p style="text-align: center;">⇒準特定建築物</p> | 建築物全体の延べ面積 | 400 m² | 共用の廊下 | 80 m ² | 自動車車庫 | 40 m ² | 容積率対象の延べ面積 | 280 m ² |
| 建築物全体の延べ面積 | 400 m² | | | | | | | | | |
| 共用の廊下 | 80 m ² | | | | | | | | | |
| 自動車車庫 | 40 m ² | | | | | | | | | |
| 容積率対象の延べ面積 | 280 m ² | | | | | | | | | |
| 3 | 「床面積」の定義は？ | 「床面積」は、建築基準法施行令第2条第三号の規定に準じます。 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第4条第1項に記載の「床面積」ではありません。) | | | | | | | | |
| 4 | 手続対象となる工事種別は？ | 新築、増築になります。 <p style="text-align: right;"><条例63条（条例15条）></p> | | | | | | | | |

| | | |
|---|--|--|
| 5 | 手続きの要否を判断するのに、用途は関係あるか？ | 用途は関係ありません。 延べ面積 300 m ² 以上 2,000 m ² 未満の新築、または、増築は、手続き・設置義務の対象となります。(詳しくはQA1・2参照) |
| 6 | 準特定建築物が再生可能エネルギー利用設備の設置義務の対象となったのはいつからか？ | 令和4年4月1日以降に確認の申請等をするものが対象になります。 例 令和4年3月20日に確認の申請の「仮受け」をして、 <u>令和4年4月1日以降に「本受け」された場合、手続き・設置義務の対象になります。</u> ＜条例末尾附則（令和2年12月18日 条例第24号）第4項＞ |
| 7 | 再生可能エネルギー利用設備を設置したくないが、設置しなくてもよいか？ | 義務規定のため、設置は必須です。 延べ面積 300 m ² 以上 2,000 m ² 未満の新築、または、増築は設置義務の対象となります。(詳しくはQA1・2参照) ＜条例63条＞ |

●手続き

| | | |
|----|------------------------------|---|
| 8 | 準特定建築物を新築、または、増築する場合、必要な届出は？ | 工事完了後すみやかに「再生可能エネルギー利用設備完了届」 の提出が必要です。 (着工前の届出は不要 ですが、工事完了時に設置量が不足することのないように計画してください。) ＜条例64条＞ |
| 9 | 様式は何を使えばよいか？ | 「再生可能エネルギー利用設備設置完了届」を使用してください。HPに掲載しています。 (末尾●参考 HP③からダウンロード可能) |
| 10 | 手続きに必要な部数は？ | 1部です。 副本の返却を希望される場合は、2部提出してください。 |
| 11 | 郵送で手続きはできるか？ | 可能です。 副本の返却を希望される場合は、レターパックなど返信できる封筒（信書扱いで送付できるものに限る、送料は届出者負担）を同封してください。 |

●設置の量・種類

| | | |
|-----|---|--|
| 1 2 | 準特定建築物に該当する場合、どれくらいの再生可能エネルギー利用設備を設置する必要があるか？ | <p>3万MJ／年以上の再生可能エネルギー利用設備を設置する必要があります。</p> <p>太陽光発電設備の場合、昼一枚程の大きさの太陽光パネルなら10～12枚程度必要になります。</p> <p>太陽光パネルの定格容量、設置する傾斜角・方位角等によりますので、算出表等を用いて計算してください。</p> <p>詳細は「再生可能エネルギー算出表_準特定建築物」参照(末尾●参考 HP③からダウンロード可能)</p> <p><条例63条、規則35条></p> |
| 1 3 | 再生可能エネルギー利用設備の種類は何かあるか？ | <p>太陽光発電設 太陽熱発電設備 バイオマス利用設備 風力発電設備 水力発電設備 地熱発電設備</p> <p><規則35条(規則29条の一部)></p> |
| 1 4 | 再生可能エネルギー利用設備以外で、基準を満たす方法はあるか？ (代替措置はあるか？) | <p>ありません。 (代替措置はありません。)</p> |
| 1 5 | 再生可能エネルギー利用設備が設置不要となる場合はあるか？ | <p>建築物省エネ法第18条各号に該当する、日陰で発電効率が悪い、景観・風致等の基準上設置不可の場合、屋上・屋根面が狭小である場合、設置不要となる場合があります。</p> <p>詳細は基準を参照してください。(末尾●参考 HP④参照)</p> <p><規則34条、基準8条(基準5条の一部)></p> |

●その他

| | | |
|-----|--------------------------|--|
| 1 6 | 発電後の電気は建物内で消費しなければならぬのか？ | <p>発電後の利用先は限定していません。</p> <p>敷地内にある設備に利用されることが望ましいと考えますが、売電等していただいてもかまいません。</p> |
| 1 7 | 罰則規定あるか？ | <p>京都市からの勧告、京都市のHP等に公表する場合があります。</p> <p><条例77条></p> |

●参考HP

| | タイトル URL | 掲載内容 | QRコード |
|---|--|----------------------------------|--|
| ① | 【準特定建築物】再生可能エネルギー利用設備 https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000295771.html | 準特定建築物の トップページ |  |
| ② | 京都市地球温暖化対策条例による届出 https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000172303.html | 条例のトップページ |  |
| ③ | 様式等 https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000172309.html | 様式の掲載 届出等の書き方 提出書類一覧 など |  |
| ④ | 京都市地球温暖化対策条例等 https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000172308.html | 条例・規則・基準 の本文 |  |

※読み込みたい二次元コード以外を手で隠すと、読み込みがしやすくなります。